

農地法第4・5条の規定による許可申請

許可申請書及び添付書類一覧

締切日：原則毎月10日（10日が閉庁日の時は翌開庁日）

○申請書 様式3-1（法第4条）：1部 様式3-3（4・5条共通）：1部 様式3-2（法第5条）：1部	
○添付書類：1部 ※証明関係書類等は、申請日前3ヶ月以内	
・住民票抄本（譲受人または譲渡人が市外居住者の場合）	・資格証明書（写）
・法人登記事項証明書（定款又は寄付行為の写しでも可） （申請者が法人の場合）	・事業計画書（3,000㎡以上）
・土地の全部事項証明書 ※1 ※2 <small>（インターネット『登記情報提供サービス』から印刷したものは不可）</small>	・位置図（1/20,000程度） <small>（伊勢崎市ホームページ内の地図情報システムから都市計画地図を印刷したのもでも可）</small>
・土地改良区意見書等	・案内図（付近状況図）
・資金証明書	・委任状
・公図 ※3 <small>（インターネット『登記情報提供サービス』から印刷したものは不可）</small>	・確認書
・土地利用計画図 ※4	・農地復元計画書（一時転用の場合）
・建物等平面図	・事業計画認定通知書（写） <small>（太陽光発電所用地のみ）</small>
・排水同意書（写）	・その他参考となるべき書類
・道水路占用等許可書（写）	

◎押印は、①申請書欄及び捨印②法人の申請は「実印」

◎証明書類等は、原本の提出が必要です。

（原本還付を受けたい場合は、提出時に写しとともに原本を持参し、確認を受けてください。）

※1 全部事項証明書の所有者の住所と現在の住所に相違がある場合、それをつなぐ書類を添付

※2 全部事項証明書の甲区欄に所有権移転請求権保全仮登記及び差押等がされている農地については、
「仮登記・差押等の抹消」または「同意書・承諾書等」を添付
（場合によっては、同意書・承諾書等へ印鑑証明書の添付を求めることもあります。）

※3 公図には東西南北の隣接地が記載されているものを添付し、申請地を赤枠で明示
（東西南北の隣接地には地目・面積を記入する。）

※4 土地利用計画図には作成日・作成者・作成者の印をお願いします。

お問い合わせ
伊勢崎市農業委員会事務局
農地係 0270-27-2783（直通）

【宅地開発指導要綱に基づく事前協議について】

1,000 m²以上の開発事業について宅地開発指導要綱が適用となります。該当するものは宅地開発指導要綱に基づく事前協議は必要となります。

【開発許可の必要となる開発行為について】

- 線引き都市計画区域
 - 市街化区域・・・開発区域が 1,000 m²以上の開発行為
 - 市街化調整区域・・・すべての開発行為が許可必要
- 非線引き都市計画区域・・・開発区域が 3,000 m²以上の開発行為

お問合せ先

伊勢崎市役所 都市計画部 建築指導課 開発指導係

ダイヤル：0270-27-2792